

社会福祉法人和楽会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和楽会（以下「当法人」という。）定款第10条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準及び報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等の勤務形態が非常勤役員等（当法人の職員以外の者）に該当する場合は報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人和楽会旅費規程にもとづき旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。
- (3) 理事の各年度の報酬総額は1,200,000円を超えない範囲とする。また、監事の各年度の報酬総額は70,000円を超えない範囲とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び委嘱契約を締結し報酬を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。

ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記以外の、法人及び施設業務のための出勤 4時間未満	10,000円
上記以外の、法人及び施設業務のための出勤 4時間以上	20,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	10,000円
上記以外の、法人及び施設業務のための出勤 4時間未満	10,000円
上記以外の、法人及び施設業務のための出勤 4時間以上	20,000円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記以外の、法人及び施設業務のための出勤 4時間未満	10,000円
上記以外の、法人及び施設業務のための出勤 4時間以上	20,000円